

空き家を活用 しませんか？

改修費
最大50万円
補助！



本部町空き家再生支援事業補助金

補助内容

※詳細は担当までお問い合わせください

改修工事 及び 家財整理等	改修に係る費用の最大2分の1補助：上限50万円 家財整理等に係る費用の最大2分の1：上記の補助金額内にて上限10万円
対象者	<ul style="list-style-type: none">・概ね1年以上使用していない、空き家の所有者等・本部空き家利活用に係る事業者等
補助対象工事	居住の用に供するために必要な改修工事または家財整理等 <ul style="list-style-type: none">・水回り修繕・壁・床の修繕・家財の撤去（仏壇など祭具も含む） 等
補助の条件	<ul style="list-style-type: none">・5年以上賃貸住宅として活用できること ※自己の居住や事業用途での賃貸は不可 <ul style="list-style-type: none">・町に空き家登録している、又は登録すること
注意事項	<ul style="list-style-type: none">・申請前の工事は対象外となります・1物件につき1回のみ申請可

申請の流れ

- ①事前相談
- ②交付申請（工事前必須）
- ③交付決定
- ④工事開始
- ⑤完了報告・交付請求
- ⑥支給

本部町役場 企画商工観光課 担当：野崎

☎0980-47-2702

seisaku@town.motobu.okinawa.jp